

# 保育園での与薬について

若葉保育園

## □ご留意点

- ・与薬は医療行為となる為、原則として薬をお預かりすることはできません。
- ・ご受診の際には、保育園では原則として与薬不可であることをお伝えの上、保育時間中に薬を与薬しなくても済む処方をご相談ください（朝夕2回/朝夕就寝前の3回 等）

## □やむを得ず保育園での与薬が必要な場合

- ・対象は塗り薬、点眼のみとなります
- ・医師の処方薬のみが対象となります（市販薬は不可）
- ・投薬依頼書に薬剤情報提供書を添付してください(写し可)
- ・与薬依頼書の記入漏れや、薬剤情報提供書との矛盾があり、保護者の確認が取れなかった場合は与薬できません
- ・保育者による症状の判断が必要な場合は与薬できません  
⇒痒み等、園児の訴えを基に与薬が必要な場合は、医師に使用回数等の確認をした上で、備考欄にご記入ください

## □与薬依頼書

医師との相談の結果、医師の指示により保育園での保育時間における与薬が必要になりましたので、上記を確認の上、保護者の責任において与薬を依頼します。

依頼日	年 月 日	保護者氏名	
クラス名		園児名	
病状・症状			
医療機関名	TEL ( )		
担当医師名			
処方日	年 月 日		
薬の種類	塗り薬・点眼		
薬の名称			
薬の保管	常温・冷蔵庫・その他 ( )		
与薬期間	年 月 日～ 年 月 日		
与薬タイミング	午睡前・午睡後・その他 ( )		
使用方法			
備考			